

7月11日は、参議院議員通常選挙

(選挙区・比例代表)

選挙は、私たちの声や意見を政治に反映させる絶好の機会です。
ルールを守って、大切な一票を投じましょう。

投票できる人

- ・昭和59年7月12日までに生まれた人
- ・平成16年3月23日までに転入届けをして、引き続き市内に住んでいる人

市内転居の場合

平成16年6月11日までに市内転居の手続きをした人は、新住所地で投票することになります。

投票時間

投票時間は、7時から20時までです。
期日前投票と不在者投票は、8時30分から20時までです。

投票用紙への記載方法

- ・選挙区選出...候補者1人の氏名を記載してください。
- ・比例代表選出...候補者1人の氏名を記載してください。候補者の氏名に代えて政党・政治団体の名称・略称を記載することもできます。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり歩行が困難な場合は、郵便等による自宅投票ができます。なお、身体に障害があっても認められないことがありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

入場券

はがき1枚に2人分の入場券を記載しています。
投票日当日は必ず切り取り、各自で持参してください。

入場券は、6月末に発送しています。入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

代理投票

身体に障害のある人や、字の書けない人は、会場で申し出てください。

代理者が本人に代わって代筆します。

(秘密は固く守られます)

点字投票

目の不自由な人は、会場で申し出てください。
点字器を用意しています。

期日前投票

投票日に投票できない人が、投票日前でも、投票日と同じ投票ができる(投票用紙を直接投票箱に入れる)制度です。従来の不在者投票は期日前投票に変わります。

不在者投票

指定された病院または高齢者福祉施設などに入所している人や、市外に滞在している人は、従来の不在者投票(投票用紙を封筒に入れる)をすることになります。

手続きの方法

期日前投票をするときは、「宣誓書・請求書」にその理由を記入し、投票所入場券を添えて期日前投票所に提出してください。

なお、3月24日以降に市外から転入してきた人は、前住所地で投票することになりますが、室蘭市選挙管理委員会事務局(栄町2-1-19)で不在者投票することもできます。請求書に記入の上、早めに前住所地の選挙管理委員会事務局に、投票用紙などを請求してください。

申請書・請求書は、期日前投票所または各サービスセンターに備え付けています。

期日前(不在者)投票

期間 7月10日(土)まで

期間中は、土・日曜日でも投票できます。

時間 8時30分~20時

投票所 選挙管理委員会事務局(栄町2-1-19)、勤労青少年ホーム(トライむろらん・東町1-20-28)

用意するもの 投票所入場券

投票所一覧

投票区名	投票所名	投票区名	投票所名
第1投票区	えとも学園	第17投票区	日新小学校
第2投票区	絵鞆小学校	第18投票区	向陽中学校
第3投票区	港南児童センター	第19投票区	中島小学校
第4投票区	市港湾部庁舎	第20投票区	知利別小学校
第5投票区	室蘭市役所	第21投票区	蘭東中学校
第6投票区	武揚小学校	第22投票区	水元小学校
第7投票区	市母恋会館	第23投票区	東明中学校
第8投票区	母恋南町会館	第24投票区	高砂小学校
第9投票区	朝陽小学校	第25投票区	八丁平小学校
第10投票区	天沢小学校	第26投票区	サンライフ室蘭
第11投票区	御崎町会館	第27投票区	高平小学校
第12投票区	大沢小学校	第28投票区	幌萌町会館
第13投票区	市民会館集会室	第29投票区	本輪西小学校
第14投票区	東町集会所	第30投票区	陣屋小学校
第15投票区	海陽小学校	第31投票区	白鳥台小学校
第16投票区	東中学校	第32投票区	本室蘭小学校

港南児童センター、母恋南町会館、御崎町会館の投票所を変更しています。

《詳細》選挙管理委員会事務局 ☎ 25 2 8 0 0